

第十三回 一般会職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会会議録第一号

昭和二十七年五月二十九日(木曜日)午後三時十二分開会

昭和二十七年五月二十七日衆議院議長において協議委員を左の通り指名した。

倉石 忠雄君 岡西 明貞君
福永 健司君 田中不敏三君
田中伊三次君 藤枝 泉介君
淵上房太郎君 水田三喜男君
西村 久之君 村上 勇君
同日互選の結果、正副議長を左の通り選定した。

議長 倉石 忠雄君
副議長 西村 久之君
昭和二十七年五月二十八日参議院議長において協議委員を左の通り指名した。

加藤 武徳君 草葉 隆圓君
宮田 重文君 小野 哲君
館 哲二君 溝口 三郎君
木下 源吾君 カニエ邦彦君
油井賢太郎君 紅露 みつ君
同日互選の結果、正副議長を左の通り選定した。

議長 草葉 隆圓君
副議長 館 哲二君

出席委員

議長 倉石 忠雄君
副議長 西村 久之君
岡西 明貞君
福永 健司君
田中不敏三君
田中伊三次君
藤枝 泉介君

衆議院側
議長 倉石 忠雄君
副議長 西村 久之君
岡西 明貞君
福永 健司君
田中不敏三君
田中伊三次君
藤枝 泉介君

衆議院側
議長 倉石 忠雄君
副議長 西村 久之君
岡西 明貞君
福永 健司君
田中不敏三君
田中伊三次君
藤枝 泉介君

参議院側

議長 草葉 隆圓君
副議長 館 哲二君

淵上房太郎君
水田三喜男君
村上 勇君
草葉 隆圓君
館 哲二君
加藤 武徳君
宮田 重文君
小野 哲君
溝口 三郎君
木下 源吾君
カニエ邦彦君
油井賢太郎君
紅露 みつ君

委員外出席者
政府委員
内閣官房長官 保利 茂君

衆議院事務局側
参事委員部長 鈴木 隆夫君
衆議院法制局側
法制局長 入江 俊郎君
参議院事務局側
参事委員部長 宮坂 完孝君
参議院法制局側
法制局長 奥野 健一君

本日の会議に付した事件
一般会職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案

衆議院側
議長 倉石 忠雄君
副議長 西村 久之君
岡西 明貞君
福永 健司君
田中不敏三君
田中伊三次君
藤枝 泉介君

衆議院側
議長 倉石 忠雄君
副議長 西村 久之君
岡西 明貞君
福永 健司君
田中不敏三君
田中伊三次君
藤枝 泉介君

衆議院側
議長 倉石 忠雄君
副議長 西村 久之君
岡西 明貞君
福永 健司君
田中不敏三君
田中伊三次君
藤枝 泉介君

衆議院側
議長 倉石 忠雄君
副議長 西村 久之君
岡西 明貞君
福永 健司君
田中不敏三君
田中伊三次君
藤枝 泉介君

願いたします。なお衆議院の両院協議会議長には倉石忠雄君、副議長には西村久之君、参議院の両院協議会の委員の議長が私、副議長には館哲二君がそれ、当選いたしましたので御報告を申し上げます。

それではこれより「一般会職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案」につきまして両院協議会を開催いたします。

両院協議会は御承知のように国会法第九十七條によりまして傍聴を許さないことになつておりますから、協議会委員並びに協議会の事務を執ります職員以外の御退席をお願いするのであります。

先ず一般会職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、各議院における議決の趣旨について御説明をお願いしてから協議に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
議長(草葉隆圓君) それでは衆議院側から御説明をお願いしたいと思います。

○田中不敏三君 それでは私から簡単にその経過並びに考え方について御報告を申し上げます。

私どものほうで参議院側で御修正になりました案につきましては衆議院において審議いたしました。勿論参議院とされましても皆さんが一致で修正になりましたこととございますから、この趣旨は勿論十分に我々としては尊重しなければならぬという立場でできるだけの考慮は払わなければならぬとい

う観点から再検討をいたしております。ところが、参議院におかれましてこの法案を審議なさいます日数が非常に足りなかつた関係もございます。ところが、我々が拝見したて見ますと、ところへにお手落ちがあるのじやないかというふうにも考えられるのであります。なにしろ全国に亘りまして相当箇所地域給支給地を御判定になるわけでございます。もとより政府原案そのものも相当日数をかけております。ところが御修正になる場合の日数につきましては大変御不足であるのではないかと。従つてその資料という点におきましては或いは十分でなかつたかと拝察いたしております。そういう関係でございます。ところが、全国的に見まして或る都市が上り、或る都市がそのまゝにされているというふうな点で、少し言葉を強めて言いますならば不均衡が起つていられるように思ひます。又一方或る点に相当熱心に御審査になつた結果修正されておりますために、多大の果が隣接果との均衡という点におきましても十分でない箇所があるように我々には考えられます。そういうふうな非常に御熱心に御審査になつたこととは存じますが、相当部分について我々が見ますと不均衡の点があるように見受けられます。又一方これを附随する予算の面から見ますと、政府側との御折衝がどういうふうに進んでおりましたかは存じませんけれども、速記録その他を拝見して見ますと、十分な御折衝ができていなかったのではないかと。又政府当局に聞いて見

ますと、今度の三百二十カ所に亘る改正についても大よその所要経費は約七億四千万ぐらいに上ると言われておるのであります。その裏付けがないように思ひます。そういう点でやはりこの政府の原案ができたときやつて聞いて見ますと、相当の苦慮をなさつて政府原案の所要経費七億円を政府は調弁せられた。我々衆議院におきましても勿論政府原案よりもつと地域給の箇所を殖やしたい、そしてできるだけ世論に應えたいと存じまして、政府に要望をし、質しましたときにも、政府は、これ以上の予算は到底できないという話で、止むを得ず政府原案を承認したような次第であります。そういう点から見まして、今度の修正に要します所要経費七億四千万円について、まだ予算の裏付けができていないというふうに聞いております。そういうふうな不均衡と思はれる箇所が相当にあると思ひます。

原案に更に七億四千万円も要する、その予算が裏付けされていないという二つの主な理由で、これはやはり政府原案がよろしいという考えにまともなもので、誠に御気の毒ではございませんが、参議院の御修正に必ずやけに行かなかつたような次第であります。以上が大体の経過であります。

議長(草葉隆圓君) 次に参議院側から御説明をさせていただきます。お願いします。

○カニエ邦彦君 それでは私から、今問題になつております一般会職の給与に関する法律の一部を改正する法律

